

議案第 95 号

山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 12 月 5 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例
山陽小野田市組織条例（平成 22 年山陽小野田市条例第 1 号）の一部を次の
ように改正する。

第 1 条中

「総合政策部

文化・スポーツ振興部

市民生活部

健康福祉部

産業振興部 ）」を

「企画部

地域振興部

市民部

福祉部

経済部 ）」に改める。

第 2 条中

「総務部

- (1) 秘書に関すること。
- (2) 総合教育会議に関すること。
- (3) 議会及び行政一般に関すること。
- (4) 文書及び法制に関すること。
- (5) 情報公開及び個人情報保護に関すること。

- (6) 広報に関する事。
- (7) 防災及び危機管理に関する事。
- (8) 組織及び職員定数に関する事。
- (9) 職員の人事、給与及び福利厚生に関する事。
- (10) 税の賦課徴収に関する事。
- (11) 債権の調査及び徴収に関する事。
- (12) 消防に関する事。
- (13) 他の部の所管に属さない事。

総合政策部

- (1) 総合計画及び新市建設計画に関する事。
- (2) 重要政策の立案及び調整に関する事。
- (3) 事務管理に関する事。
- (4) 広域行政に関する事。
- (5) 行政改革の推進に関する事。
- (6) 合併に係る調整事項に関する事。
- (7) 予算その他財務に関する事。
- (8) 公有財産の管理に関する事。
- (9) 用地取得に関する事。
- (10) 情報処理及び情報化に関する事。
- (11) 統計調査に関する事。
- (12) 小型自動車競走事業に関する事。

文化・スポーツ振興部

- (1) 文化に関する事（文化財の保護に関する事を除く。）。
- (2) スポーツに関する事（学校における体育に関する事を除く。）。

市民生活部

」を

「総務部

- (1) 秘書に関する事。
- (2) 議会及び行政一般に関する事。
- (3) 文書及び法制に関する事。

- (4) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (5) 統計調査に関すること。
- (6) 防災及び危機管理に関すること。
- (7) 組織及び職員定数に関すること。
- (8) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。
- (9) 税の賦課徴収に関すること。
- (10) 債権の調査及び徴収に関すること。
- (11) 消防に関すること。
- (12) 他の部の所管に属さないこと。

企画部

- (1) 総合計画及び新市建設計画に関すること。
- (2) 重要政策の立案及び調整に関すること。
- (3) 事務管理に関すること。
- (4) 広域行政に関すること。
- (5) 行政改革の推進に関すること。
- (6) 合併に係る調整事項に関すること。
- (7) 総合教育会議に関すること。
- (8) 予算その他財務に関すること。
- (9) 市有財産に関すること。
- (10) 情報処理及び情報化に関すること。

地域振興部

- (1) 地域振興に関すること。
- (2) 観光に関すること。
- (3) 広報に関すること。
- (4) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。
- (5) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

市民部

」に、

「健康福祉部

- (1) 健康福祉行政の総合調整に関すること。

- (2) 社会福祉に関する事。
- (3) 福祉事務所に関する事。
- (4) 介護保険に関する事。
- (5) 国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金に関する事。
- (6) 健康増進に関する事。

産業振興部

- (1) 商業及び工業に関する事。
- (2) 企業立地に関する事。
- (3) 労政に関する事。
- (4) 公共交通に関する事。
- (5) 観光に関する事。
- (6) 農業、林業、畜産業及び水産業に関する事。
- (7) 地方卸売市場に関する事。

」を

「福祉部

- (1) 健康福祉行政の総合調整に関する事。
- (2) 社会福祉に関する事。
- (3) 福祉事務所に関する事。
- (4) 子育て支援に関する事。
- (5) 介護保険に関する事。
- (6) 国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金に関する事。
- (7) 健康増進に関する事。

経済部

- (1) 商業及び工業に関する事。
- (2) 企業立地に関する事。
- (3) 労政に関する事。
- (4) 公共交通に関する事。
- (5) 農業、林業、畜産業及び水産業に関する事。
- (6) 地方卸売市場に関する事。
- (7) 小型自動車競走事業に関する事。

」に

改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第95号参考資料

山陽小野田市組織条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び室を置く。</p> <p>総務部 <u>企画部</u> <u>地域振興部</u> <u>市民部</u> <u>福祉部</u> <u>経済部</u> 建設部 監理室 大学推進室</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部及び室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p><u>総務部</u></p> <p>(1) <u>秘書に関すること。</u></p> <p>(2) <u>議会及び行政一般に関すること。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び室を置く。</p> <p>総務部 <u>総合政策部</u> <u>文化・スポーツ振興部</u> <u>市民生活部</u> <u>健康福祉部</u> <u>産業振興部</u> 建設部 監理室 大学推進室</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部及び室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p><u>総務部</u></p> <p>(1) <u>秘書に関すること。</u></p> <p>(2) <u>総合教育会議に関すること。</u></p> <p>(3) <u>議会及び行政一般に関すること。</u></p>

- (3) 文書及び法制に関すること。
- (4) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (5) 統計調査に関すること。
- (6) 防災及び危機管理に関すること。
- (7) 組織及び職員定数に関すること。
- (8) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。
- (9) 税の賦課徴収に関すること。
- (10) 債権の調査及び徴収に関すること。
- (11) 消防に関すること。
- (12) 他の部の所管に属さないこと。

企画部

- (1) 総合計画及び新市建設計画に関すること。
- (2) 重要政策の立案及び調整に関すること。
- (3) 事務管理に関すること。
- (4) 広域行政に関すること。
- (5) 行政改革の推進に関すること。
- (6) 合併に係る調整事項に関すること。
- (7) 総合教育会議に関すること。
- (8) 予算その他財務に関すること。
- (9) 市有財産に関すること。

- (10) 情報処理及び情報化に関すること。

- (4) 文書及び法制に関すること。
- (5) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (6) 広報に関すること。
- (7) 防災及び危機管理に関すること。
- (8) 組織及び職員定数に関すること。
- (9) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。
- (10) 税の賦課徴収に関すること。
- (11) 債権の調査及び徴収に関すること。
- (12) 消防に関すること。
- (13) 他の部の所管に属さないこと。

総合政策部

- (1) 総合計画及び新市建設計画に関すること。
- (2) 重要政策の立案及び調整に関すること。
- (3) 事務管理に関すること。
- (4) 広域行政に関すること。
- (5) 行政改革の推進に関すること。
- (6) 合併に係る調整事項に関すること。

- (7) 予算その他財務に関すること。
- (8) 公有財産の管理に関すること。
- (9) 用地取得に関すること。
- (10) 情報処理及び情報化に関すること。
- (11) 統計調査に関すること。

地域振興部

- (1) 地域振興に関する事。
- (2) 観光に関する事。
- (3) 広報に関する事。
- (4) 文化に関する事（文化財の保護に関する事を除く。）。
- (5) スポーツに関する事（学校における体育に関する事を除く。）。

市民部

(略)

福祉部

- (1) 健康福祉行政の総合調整に関する事。
- (2) 社会福祉に関する事。
- (3) 福祉事務所にに関する事。
- (4) 子育て支援に関する事。
- (5) 介護保険に関する事。
- (6) 国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金に関する事。
- (7) 健康増進に関する事。

経済部

- (1) 商業及び工業に関する事。
- (2) 企業立地に関する事。

- (12) 小型自動車競走事業に関する事。

文化・スポーツ振興部

- (1) 文化に関する事（文化財の保護に関する事を除く。）。
- (2) スポーツに関する事（学校における体育に関する事を除く。）。

市民生活部

(略)

健康福祉部

- (1) 健康福祉行政の総合調整に関する事。
- (2) 社会福祉に関する事。
- (3) 福祉事務所にに関する事。
- (4) 介護保険に関する事。
- (5) 国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金に関する事。
- (6) 健康増進に関する事。

産業振興部

- (1) 商業及び工業に関する事。
- (2) 企業立地に関する事。

(3) 労政に関すること。

(4) 公共交通に関すること。

(5) 農業、林業、畜産業及び水産業に関すること。

(6) 地方卸売市場に関すること。

(7) 小型自動車競走事業に関すること。

建設部

(略)

監理室

(略)

大学推進室

(略)

(3) 労政に関すること。

(4) 公共交通に関すること。

(5) 観光に関すること。

(6) 農業、林業、畜産業及び水産業に関すること。

(7) 地方卸売市場に関すること。

建設部

(略)

監理室

(略)

大学推進室

(略)